

言語文化研究科 博士後期課程研究指導に関する施行細則

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第10条の規定に基づき、博士後期課程における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）に関し、必要な事項を定める。

(研究指導教員)

第2条 研究指導は、研究科教授会（以下「研究科」という。）が研究指導担当教員（以下「指導教員」という。）として指名した教員によって行われる。

2 指導教員に関して必要な事項は、別に定める。

第3条 指導教員は、学生1名につき1名の指導教員が定められ、研究指導とともに授業科目の履修指導等を行う。

(指導教員の選択)

第4条 学生は、原則として自らの研究計画に基づき、第2条の指導教員の中から指導教員を選択することができる。

2 指導教員の選択については、次のとおりとする。

- (1) 研究科は、新入生全員を対象として課程別に研究指導オリエンテーションを行う。
- (2) 学生は、研究について指導教員と個別に相談することができる。
- (3) 学生は、指定された期日に、研究計画書及び指導教員選択願を研究科（事務局）に提出する。
- (4) 研究科は、課程の研究指導体制を検討の上、速やかに指導教員を決定し、学生に発表する。

(研究指導の方法)

第5条 研究指導は、指導教員があらかじめ定めた時間に研究内容、経過等に関する学生との対話によって行われる。

(研究成果の発表)

第6条 学生は、研究の過程において、研究の成果を次に掲げる要領で発表して評価を受けなければならない。

- (1) 全国規模の学会または国際学会で1回以上口頭発表をすること。
 - (2) 原著論文またはそれに準ずる論文を2篇以上、査読を条件として掲載する学術誌に受理されていること。
- 2 中間評価論文には前項第1号で定める口頭発表及び第2号で定める論文（1本以上）の内容を含めなければならない。
- 3 学位論文には本条第1項各号の条件を満たさなければならない。
- 4 発表を行う場合、口頭・論文を問わず、事前に指導教員の十分な指導を受けなければならない。

(研究経過報告)

第7条 研究科は、学生に研究の進捗状況、経過等の報告を求める。

2 学生は、指導教員の指導の下に自らが決定した研究の課題・方法及び研究の進捗状況を口頭で発表し、指導助言と評価を受けるものとする。

3 報告は、次に掲げる3回の中間報告会をもって行う。

(1) 第1次中間報告会(1年次の12月期に開くもの。)

(2) 第2次中間報告会(2年次の12月期に開くもの。)

(3) 第3次中間報告会(3年次の秋学期に開くもの。)

(中間評価論文)

第8条 学生は、中間評価論文を提出するものとする。

2 中間評価論文を提出する者は、2年次の12月初旬の指定された日時までに、「中間評価論文提出可否審査申請」を提出しなければならない。

3 中間評価論文を提出できる者は、第6条第2項の条件を満たし、かつ、前条第3項第2号の中間報告会において可と判断された者とする。

4 提出は、3年次の4月末の指定された日時までに、研究科(事務局)に提出するものとし、指定された提出日時を超えた場合には、いかなる理由があろうとも提出を認めない。

5 中間評価論文の執筆要項については、別に定める。

第9条 研究科は、中間評価論文が提出された場合には、3年次の6月中に中間審査を行う。

2 中間審査は、研究科において指名する主査1名及び副査2名により行われる。

3 中間審査の結果は、7月の定例教授会において報告され、学位論文提出の可否について審査を行う。

4 審査結果は、指導教員を通して学生に通知する。

(学位論文の提出)

第10条 学則第16条第2項による学位論文の提出については、次のとおりとする。

2 学位論文を提出できる者は、第6条の第1項各号の条件を満たし、かつ、前条中間審査において可と判断された者とする。

3 学位論文の提出が可とされた学生は、3年次の12月下旬から1月中旬の指定された日時までに研究科(事務局)に学位論文を提出するものとし、指定された提出日時を超えた場合には、いかなる理由があろうとも提出を認めない。

4 学位論文の執筆要項については、別に定める。

(学位論文の審査)

第11条 研究科は、前条により学位論文を受理した場合には、速やかに学位論文の審査委員会を設けて、3年次の2月の指定した日に論文審査及び最終口述試験を行う。

2 審査委員会は審査結果を研究科に報告し、研究科がこれに基づき、可否を審議し、決定する。

(審査委員会)

第12条 審査委員会は5名の審査委員で構成し、1名が主査、他は副査となる。

2 副査には、他領域の教員を1名以上含めることとする。

3 研究科において審査のため必要があると認めるときは、研究科長は、本研究科以外の

教員に協力を求めることができる。

(公開発表会)

第13条 論文審査及び最終口述試験に合格した学生は、研究科が3月上旬の指定した日に開催する博士論文公開発表会で学位論文の内容を発表しなければならない。

(その他)

第14条 この細則に定めるもののほか、研究指導に関し必要な事項は、指導教員又は当該課程所属教員の会議の発議により、研究科が決定する。

(改廃)

第15条 この施行細則の改廃は、言語文化研究科教授会の議を経て決定する。

附 則

この施行細則は、平成31年4月1日より施行する。